

Lumina ケアステーション

事業所番号 (2771504087)

契約書

〒537-0025

大阪府大阪市東成区中道4丁目17-6 アーク玉津橋303

号室

TEL 06-4308-4978 FAX 06-4308-5374

訪問介護（介護予防型訪問介護、生活援助型訪問介護）契約書

_____様（以下「利用者」といいます）と、株式会社 LUCRIX

（以下「事業者」といいます）は、事業者が開設する「Lumina ケアステーション」が利用者に対して行う訪問介護（介護予防型訪問介護、生活援助型訪問介護）について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護（介護予防型訪問介護、生活援助型訪問介護）を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（訪問介護計画・介護予防型訪問介護計画・生活援助型訪問介護計画）

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「訪問介護計画」「介護予防型訪問介護計画」「生活援助型訪問介護計画」を作成します。事業者はこの「訪問介護計画」「介護予防型訪問介護計画」「生活援助型訪問介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

（訪問介護（介護予防型訪問介護、生活援助型訪問介護）

第4条 利用者が提供を受ける訪問介護（介護予防型訪問介護、生活援助型訪問介護）の内容は【訪問介護計画書】に定めたとおりです。事業所は【訪問介護計画書】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。

2 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問介護計画（介護予防型訪問介護計画、生活援助型訪問介護計画）に沿って【訪問介護計画書】に定めた内

容の訪問介護（介護予防型訪問介護、生活援助型訪問介護）を提供します。

3 第2項のサービス従業者は、介護福祉士又は訪問介護員養成研修1～2級過程を修了した者です。

4 訪問介護計画（介護予防型訪問介護計画、生活援助型訪問介護計画）が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容又は介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の【訪問介護計画書】を作成し、それをもって訪問介護（介護予防型訪問介護、生活援助型訪問介護）の内容とします。

（サービスの提供の記録）

第5条 事業者は、訪問介護（介護予防型訪問介護、生活援助型訪問介護）の実施ごとに、サービスの内容等をこの契約書と同時に交付する書式の記録票に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。

2 事業者は、サービス提供記録を付けることとし、この契約の終了後5年間保管します。

3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。

4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

（料金）

第6条 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日頃までに利用者に発送します。

3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月27日までに事業者に支払います。

4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

5 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

6 介護保険の適用を受けないサービスは、全額自己負担になります。

（サービスの中止）

第7条 利用者は、事業者に対して、サービス提供の24時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

2 利用者がサービス実施日の24時間前までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は利用者に対して【重要事項説明書】に定める計算方法により、料金の全部又は一部を請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

(料金の変更)

第8条 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用単位ごとの料金の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。

2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【訪問介護計画書】を作成し、お互いに取り交わします。

3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(契約の終了)

第9条 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間を置いて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月前の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

②事業者が守秘義務に反した場合

③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

④事業者が破産した場合

4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

①利用者のサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合

②利用者又はその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約書を継続し難いほ

どの背信行為を行った場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

①利用者が介護保険施設に入所した場合

②利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

③利用者が死亡した場合

（秘密保持）

第10条 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

（賠償責任）

第11条 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

（緊急時の対応）

第12条 事業者は、現に訪問介護（介護予防型訪問介護、生活援助型訪問介護）の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

（身分証携行義務）

第13条 サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

（連携）

第14条 事業者は、訪問介護（介護予防型訪問介護、生活援助型訪問介護）の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2 事業者は、この訪問介護計画書（介護予防型訪問介護計画書、生活援助型訪問介

護計画書)の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。

3 事業者は、この訪問介護計画書(介護予防型訪問介護計画書、生活援助型訪問介護計画書)の内容が変更された場合又は本契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。なお、第9条第2項又は4項に基づいて解約通知する際は、事前に介護支援専門員に連絡します。

(苦情対応)

第15条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護(介護予防型訪問介護、生活援助型訪問介護)に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

(身元引受人及び連帯保証人)

第16条 契約者は、契約の締結にあたり契約者の利用料等滞納等があった場合に備え、その債務の保証人として身元引受人及び連帯保証人を定めることとする。

2 事業者は、本契約が終了した後、事業所への債務等がある場合には身元引受人及び連帯保証人にその旨を連絡することとする。

3 身元引受人及び連帯保証人は、1ヶ月以内にその他の債務を履行するものとする。但し身元引受人及び連帯保証人は、特段の事情がある場合には、速やかに事業者はその旨を連絡するものとする。その場合には、事業者が合理的事情であると判断した場合に限り、期限を延期することがあり得ることとする。

4 身元引受人及び連帯保証人は、契約者と連携して、本契約から生じる契約者の債務を負担するものとする。

5 前項の負担は、極度額50万円を限度とする。

6 身元引受人及び連帯保証人が負担する債務の元本は、契約者又は身元引受人及び連帯保証人が死亡したときに、確定するものとする。

7 身元引受人及び連帯保証人の請求があったときは、事業者は身元引受人及び連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害補償の額等、契約者の全ての債務の額等に関する情報を提供するものとする。

(本契約に定めのない事項)

第17条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上1通ずつ保有するものとします。

訪問介護契約書の説明年月日	年 月 日
---------------	-------

(乙) 事業者	所在地	大阪府大阪市東成区中道4-17-6 アーク玉津橋303
	法人名	株式会社 LUCRIX
	代表者名	代表取締役 山内 快 印
	事業所名	Lumina ケアステーション
	説明者氏名	管理者 北谷 弘道 印

(甲) 利用者	住所	
	氏名	

(甲) 身元引受人 及び 連帯保証人	住所	
	氏名	関係 ()

署名代行	住所	
------	----	--

	氏名	関係（ ）
	連絡先	

（甲）私は、事業者から上記内容の説明を確かに受け、この契約書に基づく訪問介護サービスの利用を申し込みます。

（乙）私は、居宅サービス事業者として、甲の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。